

# トーキョーワンダーサイト設置及び管理に関する規程

平成18年4月1日

規程 第27号

## (設置)

第1条 新進若手芸術家を支援育成していくとともに芸術家同士並びに都民と芸術家との交流の場及びその機会を提供するため、トーキョーワンダーサイト(以下「サイト」という。)を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 サイトの名称及び位置は、別表のとおりとする。

## (事業)

第3条 サイトは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外の新進若手芸術家の滞在・交流・制作・発表に関すること。
- (2) 若手芸術家を中心とした現代芸術文化の振興・交流に関すること
- (3) 現代美術関係資料の収集、整理、展示及び利用に関すること
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

## (休館日)

第4条 サイトの休館日は次のとおりとする。ただし、トーキョーワンダーサイト館長(以下「館長」という。)は事情によりこれを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日、ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日
- (2) 年始 1月1日から同月3日まで
- (3) 年末 12月29日から同月31日まで

## (開館時間)

第5条 サイトの開館時間は、午前11時から午後7時までとする。ただし、入館時刻は、午後6時30分までとする。

2 館長は事情により、前項に定める開館時間及び入館時刻を変更することができる。

(入場料)

第6条 特別の企画に基づく美術展等の入場料は、その都度、別に定める。

(賠償)

第7条 入館者が、サイトに損害を生ぜしめた場合は、館長は相当と認める損害額の賠償を求めなければならない。ただし、館長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額、又は免除することができる。

(入館の制限)

第8条 館長は他の入館者に迷惑となる行為をする者に対し、入館を制限し、又は退館させることができる。

(委任)

第9条 この規程の施行に必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月7日から施行する。

別 表（第2条関係）

名 称	位 置
トーキョーワンダーサイト青山	渋谷区神宮前五丁目53番67号
トーキョーワンダーサイト本郷	文京区本郷二丁目4番16号
トーキョーワンダーサイト渋谷	渋谷区神南一丁目19番8号